

第3部 検査

通則

- 1 検査の費用は、第1節又は第3節の各区分の所定点数により算定する。ただし、検査に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、第1節又は第3節の各区分の所定点数及び第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 検査に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規定する場合を除き、前号により算定した点数及び第5節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 検査に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前2号により算定した点数及び第6節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 4 第1節又は第3節に掲げられていない検査であって特殊なものの費用は、第1節又は第3節に掲げられている検査のうちで最も近似する検査の各区分の所定点数により算定する。
- 5 対称器官に係る検査の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の検査料に係る点数とする。
- 6 保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

第1節 検体検査料

通則

検体検査の費用は、第1款及び第2款の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

第1款 検体検査実施料

通則

- 1 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において検体検査を行った場合は、時間外緊急院内検査加算として、第1款の各区分の所定点数に1日につき200点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、同一日に第3号の加算は別に算定できない。
- 2 特定機能病院である保険医療機関においては、入院中の患者に係る検体検査実施料は、基本的検体検査実施料に掲げる所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。
- 3 入院中の患者以外の患者に対して実施した検体検査であって、別に厚生労働大臣が定めるものの結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、外来迅速検体検査加算として、第1節第1款の各区分に掲げる検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ10点を加算する。

区分

(尿・糞便等検査)

D000	尿中一般物質定性半定量検査	26点
	注 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	
D001	尿中特殊物質定性定量検査	
1	尿蛋白	7点
2	VMA定性(尿)、Bence Jones蛋白定性(尿)、尿グルコース	9点
3	ウロビリノゲン(尿)、先天性代謝異常症スクリーニングテスト(尿)、尿浸透圧	16点
4	ポルフィリン症スクリーニングテスト(尿)	17点
5	N-アセチルグルコサミニダーゼ(NAG)(尿)	41点
6	アルブミン定性(尿)	49点
7	黄体形成ホルモン(LH)定性(尿)、フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)(尿)	72点

8	アルブミン定量 (尿)	102点
9	トランスフェリン (尿)	104点
10	ウロポルフィリン (尿)	105点
11	δ アミノレブリン酸 (δ -ALA) (尿)	109点
12	ポリアミン (尿)	115点
13	ミオイノシトール (尿)	120点
14	コプロポルフィリン (尿)	135点
15	総ヨウ素 (尿)	186点
16	IV型コラーゲン (尿)	189点
17	ポルフォビリノゲン (尿)	191点
18	シュウ酸 (尿)	200点
19	L型脂肪酸結合蛋白 (L-FABP) (尿)、好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン (NGAL) (尿)	210点
20	尿の蛋白免疫学的検査 区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数	
21	その他 検査の種類により区分番号D007に掲げる血液化学検査、区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー又は区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定した点数	
	注 区分番号D007に掲げる血液化学検査、区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー又は区分番号D010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。	
D002	尿沈渣 (鏡検法)	27点
	注1 同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。	
	2 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	
	3 染色標本による検査を行った場合は、染色標本加算として、9点を所定点数に加算する。	
D002-2	尿沈渣 (フローサイトメトリー法)	24点
	注1 同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。	
	2 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	
D003	糞便検査	
	1 虫卵検出 (集卵法) (糞便)、ウロビリリン (糞便)	15点
	2 糞便塗抹顕微鏡検査 (虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。)	20点
	3 虫体検出 (糞便)	23点
	4 糞便中脂質	25点
	5 糞便中ヘモグロビン定性	37点
	6 虫卵培養 (糞便)	40点
	7 糞便中ヘモグロビン	41点
	8 糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン定性・定量	56点
	9 カルプロテクチン (糞便)	276点
D004	穿刺液・採取液検査	
	1 ヒューナー検査	20点
	2 胃液又は十二指腸液一般検査	55点
	3 髄液一般検査	62点

4	精液一般検査	70点
5	頸管粘液一般検査	75点
6	顆粒球エラスターゼ定性（子宮頸管粘液）、I g E 定性（涙液）	100点
7	顆粒球エラスターゼ（子宮頸管粘液）	122点
8	マイクロバブルテスト	200点
9	I g G インデックス	414点
10	オリゴクロナルバンド	522点
11	ミエリン塩基性蛋白（MB P）（髄液）	577点
12	タウ蛋白（髄液）	622点
13	リン酸化タウ蛋白（髄液）	641点
14	髄液蛋白免疫学的検査 区分番号D 0 1 5に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数	
15	髄液塗抹染色標本検査 区分番号D 0 1 7に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査の例により算定した点数	
16	その他 検査の種類別の別により区分番号D 0 0 7に掲げる血液化学検査、区分番号D 0 0 8に掲げる内分泌学的検査、区分番号D 0 0 9に掲げる腫瘍マーカー又は区分番号D 0 1 0に掲げる特殊分析の例により算定した点数	

注 区分番号D 0 0 7に掲げる血液化学検査、区分番号D 0 0 8に掲げる内分泌学的検査、区分番号D 0 0 9に掲げる腫瘍マーカー又は区分番号D 0 1 0に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。

D 0 0 4 - 2 悪性腫瘍組織検査

1	悪性腫瘍遺伝子検査	
	イ 処理が容易なもの	
	(1) 医薬品の適応判定の補助等に用いるもの	2,500点
	(2) その他のもの	2,100点
	ロ 処理が複雑なもの	5,000点
注1	患者から1回に採取した組織等を用いて同一がん種に対してイに掲げる検査を実施した場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
	イ 2項目	4,000点
	ロ 3項目	6,000点
	ハ 4項目以上	8,000点
2	患者から1回に採取した組織等を用いて同一がん種に対してロに掲げる検査を実施した場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
	イ 2項目	8,000点
	ロ 3項目以上	12,000点
2	抗悪性腫瘍剤感受性検査 (血液学的検査)	2,500点

D 0 0 5 血液形態・機能検査

1	赤血球沈降速度（E S R）	9点
	注 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	
2	網赤血球数	12点
3	血液浸透圧、好酸球（鼻汁・喀痰）、末梢血液像（自動機械法）	15点
4	好酸球数	17点
5	末梢血液一般検査	21点
6	末梢血液像（鏡検法）	25点

注 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、特殊染色ごとにそれぞれ27点を所定点数に加算する。

7	血中微生物検査	40点
8	赤血球抵抗試験	45点
9	ヘモグロビンA1c (HbA1c)	49点
10	自己溶血試験、血液粘稠度	50点
11	ヘモグロビンF (HbF)	60点
12	デオキシチミジンキナーゼ (TK) 活性	233点
13	ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ (TdT)	250点
14	骨髄像	812点

注 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、特殊染色ごとにそれぞれ40点を所定点数に加算する。

15	造血器腫瘍細胞抗原検査 (一連につき)	1,940点
----	---------------------	--------

D006 出血・凝固検査

1	出血時間	15点
2	プロトロンビン時間 (PT)	18点
3	血餅収縮能、毛細血管抵抗試験	19点
4	フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量、クリオフィブリノゲン	23点
5	トロンビン時間	25点
6	蛇毒試験、トロンボエラストグラフ、ヘパリン抵抗試験	28点
7	活性化部分トロンボプラスチン時間 (APTT)	29点
8	血小板凝集能	50点
9	血小板粘着能	64点
10	アンチトロンビン活性、アンチトロンビン抗原	70点
11	フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) 定性、フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) 半定量、フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) 定量、プラスミン、プラスミン活性、 α_1 -アンチトリプシン	80点
12	フィブリンモノマー複合体定性	93点
13	プラスミノゲン活性、プラスミノゲン抗原、凝固因子インヒビター定性 (クロスミキシング試験)	100点
14	Dダイマー定性	125点
15	プラスミンインヒビター (アンチプラスミン)、Dダイマー半定量	128点
16	von Willebrand因子 (VWF) 活性	132点
17	Dダイマー	133点
18	α_2 -マクログロブリン	138点
19	PIVKA-II	143点
20	凝固因子インヒビター	148点
21	von Willebrand因子 (VWF) 抗原	151点
22	プラスミン・プラスミンインヒビター複合体 (PIC)	158点
23	プロテインS抗原	162点
24	プロテインS活性	168点
25	β -トロンボグロブリン (β -TG)	177点
26	血小板第4因子 (PF ₄)	178点
27	トロンビン・アンチトロンビン複合体 (TAT)	181点
28	プロトロンビンフラグメントF1+2	193点
29	トロンボモジュリン	204点
30	凝固因子 (第II因子、第V因子、第VII因子、第VIII因子、第IX因子、第X因子、第XI因子、第XII因子、第XIII因子)	223点
31	フィブリンモノマー複合体	227点

32	プロテインC抗原	239点
33	t P A ・ P A I - 1 複合体	240点
34	プロテインC活性	241点
35	A D A M T S 13活性	400点
36	A D A M T S 13インヒビター	1,000点
	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から34までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
	イ 3項目又は4項目	530点
	ロ 5項目以上	722点
D 0 0 6 - 2	造血器腫瘍遺伝子検査	2,100点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定する。	
D 0 0 6 - 3	M a j o r B C R - A B L 1 (mRNA定量(国際標準値))	
	1 診断の補助に用いるもの	2,520点
	2 モニタリングに用いるもの	2,520点
D 0 0 6 - 4	遺伝学的検査	
	1 処理が容易なもの	3,880点
	2 処理が複雑なもの	5,000点
	3 処理が極めて複雑なもの	8,000点
	注 別に厚生労働大臣が定める疾患の患者については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
D 0 0 6 - 5	染色体検査(全ての費用を含む。)	2,631点
	注 分染法を行った場合は、分染法加算として、397点を所定点数に加算する。	
D 0 0 6 - 6	免疫関連遺伝子再構成	2,429点
D 0 0 6 - 7	UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型	2,037点
D 0 0 6 - 8	サイトケラチン19(KRT19) mRNA検出	2,400点
D 0 0 6 - 9	WT1 mRNA	2,520点
D 0 0 6 - 10	CCR4タンパク(フローサイトメトリー法)	10,000点
D 0 0 6 - 11	F I P 1 L 1 - P D G F R α 融合遺伝子検査	3,201点
D 0 0 6 - 12	E G F R 遺伝子検査(血漿 ^{しょう})	2,100点
	注 同一の患者につき同一月において検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。	
D 0 0 6 - 13	骨髄微小残存病変量測定	
	1 遺伝子再構成の同定に用いるもの	3,500点
	2 モニタリングに用いるもの	2,100点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。	
D 0 0 6 - 14	F L T 3 遺伝子検査	4,200点
D 0 0 6 - 15	膀胱がん関連遺伝子検査	1,597点
D 0 0 6 - 16	J A K 2 遺伝子検査	2,504点
D 0 0 6 - 17	N u d i x h y d r o l a s e 15 (NUDT15) 遺伝子多型	2,100点
D 0 0 6 - 18	B R C A 1 / 2 遺伝子検査	
	1 腫瘍細胞を検体とするもの	20,200点
	2 血液を検体とするもの	20,200点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。	
D 0 0 6 - 19	がんゲノムプロファイリング検査	

1	検体提出時	8,000点
2	結果説明時	48,000点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。	
D006-20	角膜ジストロフィー遺伝子検査	1,200点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、患者1人につき1回に限り算定する。	
D006-21	血液粘弾性検査（一連につき） （生化学的検査(I)）	600点
D007	血液化学検査	
1	総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総 ^{たん} 蛋白、アルブミン（BCP改良法・BCG法）、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、 γ -グルタミルトランスフェラーゼ（ γ -GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチンキナーゼ（CK）、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄（Fe）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの）、不飽和鉄結合能（UIBC）（比色法）、総鉄結合能（TIBC）（比色法）	11点
2	リン脂質	15点
3	HDL-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）	17点
4	LDL-コレステロール、 ^{たん} 蛋白分画	18点
5	銅（Cu）	23点
6	リパーゼ	24点
7	イオン化カルシウム	26点
8	マンガン（Mn）	27点
9	ケトン体	30点
10	アポリポ ^{たん} 蛋白	
	イ 1項目の場合	31点
	ロ 2項目の場合	62点
	ハ 3項目以上の場合	94点
11	アデノシンデアミナーゼ（ADA）	32点
12	グアナーゼ	35点
13	有機モノカルボン酸、胆汁酸	47点
14	ALPアイソザイム、アミラーゼアイソザイム、 γ -GTアイソザイム、LDアイソザイム、重炭酸塩	48点
15	ASTアイソザイム、リポ ^{たん} 蛋白分画	49点
16	アンモニア	50点
17	CKアイソザイム、グリコアルブミン	55点
18	コレステロール分画	57点
19	ケトン体分画、遊離脂肪酸	59点
20	レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ（L-CAT）	70点
21	グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ（G-6-PD）、リポ ^{たん} 蛋白分画（PAGディスク電気泳動法）、1,5-アンヒドロ-D-グルシトール（1,5AG） ）、グリコール酸	80点
22	CK-MB（免疫阻害法・ ^{たん} 蛋白量測定）	90点

23	LDアイソザイム1型、総カルニチン、遊離カルニチン	95点
24	ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP)	96点
25	リポ ^{たん} 蛋白 (a)	107点
26	ヘパリン、フェリチン半定量、フェリチン定量	108点
27	エタノール	111点
28	KL-6	114点
29	心筋トロポニンI、心筋トロポニンT (TnT) 定性・定量、アルミニウム (A1)	115点
30	25-ヒドロキシビタミンD	117点
31	ペントシジン、シスタチンC	118点
32	イヌリン	120点
33	リポ ^{たん} 蛋白分画 (HPLC法)	129点
34	肺サーファクタント ^{たん} 蛋白-A (SP-A)、ガラクトース	130点
35	肺サーファクタント ^{たん} 蛋白-D (SP-D)	136点
36	血液ガス分析、IV型コラーゲン、ミオグロビン定性、ミオグロビン定量、心臓由来脂肪酸結合 ^{たん} 蛋白 (H-FABP) 定性、心臓由来脂肪酸結合 ^{たん} 蛋白 (H-FABP) 定量、アルブミン非結合型ビリルビン	139点
	注 血液ガス分析については、当該保険医療機関内で行った場合に算定する。	
37	プロコラーゲン-III-ペプチド (P-III-P)、亜鉛 (Zn)	140点
38	セレン、アンギオテンシンI転換酵素 (ACE)、ビタミンB ₁₂	144点
39	IV型コラーゲン・7S	148点
40	ピルビン酸キナーゼ (PK)	150点
41	葉酸	154点
42	ALPアイソザイム (PAG電気泳動法)、 ^{ちつ} 腔分泌液中インスリン様成長因子結合 ^{たん} 蛋白1型 (IGFBP-1) 定性	180点
43	ヒアルロン酸、心室筋ミオシン軽鎖I、レムナント様リポ ^{たん} 蛋白コレステロール (RLP-C)	184点
44	アセトアミノフェン	185点
45	トリプシン	189点
46	Mac-2結合 ^{たん} 蛋白糖鎖修飾異性体、マロンジアルデヒド修飾LDL (MDA-LDL)、オートタキシン	194点
47	ホスホオリパーゼA ₂ (PLA ₂)	204点
48	赤血球コプロポルフィリン	210点
49	リポ ^{たん} 蛋白リパーゼ (LPL)	223点
50	肝細胞増殖因子 (HGF)	227点
51	ビタミンB ₁	246点
52	ビタミンB ₂	249点
53	2, 5-オリゴアデニル酸合成酵素活性	250点
54	赤血球プロトポルフィリン	272点
55	プロカルシトニン (PCT) 定量、プロカルシトニン (PCT) 半定量	292点
56	プレセプシン定量	301点
57	インフリキシマブ定性	310点
58	ビタミンC	314点
59	1, 25-ジヒドロキシビタミンD ₃	388点
60	FGF23	788点
	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から8までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
	イ 5項目以上7項目以下	93点

ロ 8項目又は9項目	99点
ハ 10項目以上	109点

注 入院中の患者について算定した場合は、入院時初回加算として、初回に限り20点を所定点数に加算する。

(生化学的検査Ⅱ)

D008 内分泌学的検査

1 ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性	55点
2 11-ヒドロキシコルチコステロイド (11-OHCS)	60点
3 ホモバニリン酸 (HVA)	69点
4 バニールマンデル酸 (VMA)	90点
5 5-ヒドロキシインドール酢酸 (5-HIAA)	95点
6 プロラクチン (PRL)	98点
7 レニン活性	100点
8 トリヨードサイロニン (T ₃)	102点
9 甲状腺刺激ホルモン (TSH)、ガストリン	104点
10 インスリン (IRI)	106点
11 レニン定量	108点
12 サイロキシシン (T ₄)	111点
13 成長ホルモン (GH)、卵胞刺激ホルモン (FSH)、C-ペプチド (CPR)、黄体形成ホルモン (LH)	111点
14 アルドステロン、テストステロン	125点
15 遊離サイロキシシン (FT ₄)、遊離トリヨードサイロニン (FT ₃)、コルチゾール	127点
16 サイロキシシン結合グロブリン (TBG)	130点
17 サイログロブリン	133点
18 抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体 (抗GAD抗体)	134点
19 脳性Na利尿ペプチド (BNP)、脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP)、ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット (HCG-β)	136点
20 カルシトニン	137点
21 ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量、ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量	138点
22 サイロキシシン結合能 (TBC)、ヒト胎盤性ラクトゲン (HPL)	140点
23 グルカゴン	150点
24 プロゲステロン	151点
25 I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX)、酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b)	156点
26 低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC)	158点
27 骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、オステオカルシン (OC)	161点
28 遊離テストステロン、インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP)	163点
29 低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量	165点
30 I型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性体 (β-CTX) (尿)、I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP)	169点
31 セクレチン、I型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性体 (β-CTX)、副甲状腺ホルモン (PTH)、カテコールアミン分画	170点
32 デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体 (DHEA-S)	174点
33 サイクリックAMP (cAMP)	175点
34 エストラジオール (E ₂)	177点

35	エストリオール (E ₃)、エストロゲン半定量、エストロゲン定量、副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント (C-P T H r P)	180点
36	デオキシピリジノリン (D P D) (尿)	191点
37	副甲状腺ホルモン関連蛋白 (P T H r P)、副腎皮質刺激ホルモン (A C T H)、カテコールアミン	194点
38	17-ケトジェニックステロイド (17-K G S)	200点
39	エリスロポエチン	209点
40	17-ケトステロイド分画 (17-K S分画)、17 α -ヒドロキシprogesterone (17 α -O H P)、抗 I A-2抗体、プレグナンジオール	213点
41	メタネフリン	217点
42	ソマトメジンC	218点
43	17-ケトジェニックステロイド分画 (17-K G S分画)	220点
44	メタネフリン・ノルメタネフリン分画	221点
45	心房性N a利尿ペプチド (A N P)	227点
46	プレグナントリオール	234点
47	抗利尿ホルモン (A D H)	235点
48	ノルメタネフリン	250点
49	インスリン様成長因子結合蛋白3型 (I G F B P-3)	280点
50	遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画	320点
注	患者から1回に採取した血液を用いて本区分の13から50までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
イ	3項目以上5項目以下	410点
ロ	6項目又は7項目	623点
ハ	8項目以上	900点

D 0 0 9 腫瘍マーカー

1	尿中B T A	80点
2	癌胎児性抗原 (C E A)	102点
3	α -フェトプロテイン (A F P)	104点
4	扁平上皮癌関連抗原 (S C C抗原)	107点
5	組織ポリペプチド抗原 (T P A)	110点
6	D U P A N-2、N C C-S T-439、C A15-3	118点
7	エラスターゼ1	126点
8	前立腺特異抗原 (P S A)、C A19-9	127点
9	P I V K A-II半定量、P I V K A-II定量	139点
10	C A125	144点
11	C A72-4、S P a n-1、シアリルT n抗原 (S T N)、神経特異エノラーゼ (N S E)	146点
12	核マトリックスプロテイン22 (N M P22) 定量 (尿)、核マトリックスプロテイン22 (N M P22) 定性 (尿)	147点
13	シアリルL e ^s -i抗原 (S L X)	148点
14	塩基性フェトプロテイン (B F P)	150点
15	遊離型P S A比 (P S A F/T比)	154点
16	サイトケラチン8・18 (尿)	160点
17	B C A225、サイトケラチン19フラグメント (シフラ)	162点
18	抗p53抗体	163点
19	シアリルL e ^s 抗原 (C S L E X)	164点
20	I型コラーゲン-C-テロペプチド (I C T P)	170点
21	ガストリン放出ペプチド前駆体 (P r o G R P)	175点

22	CA54/61、 ^{がん} 癌関連ガラクトース転移酵素 (GAT)	184点
23	CA602、 α -フェトプロテインレクチン分画 (AFP-L3%)	190点
24	γ -セミノプロテイン (γ -Sm)	194点
25	ヒト精巣上体 ^{たん} 蛋白4 (HE4)	200点
26	可溶性 ^{がん} メソテリン関連ペプチド	220点
27	^{がん} 癌胎児性抗原 (CEA) 定性 (乳頭分泌液)、 ^{がん} 癌胎児性抗原 (CEA) 半定量 (乳頭分泌液)	305点
28	HER2 ^{たん} 蛋白	320点
29	可溶性インターロイキン-2レセプター (sIL-2R)	438点
注1	診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、1回に限り算定する。ただし、区分番号B001の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している患者については算定しない。	
2	患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から29までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
	イ 2項目	230点
	ロ 3項目	290点
	ハ 4項目以上	408点

D010 特殊分析

1	糖分析 (尿)	38点
2	結石分析	120点
3	チロシン	200点
4	アミノ酸	
	イ 1種類につき	287点
	ロ 5種類以上	1,176点
5	総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比 (BTR)	288点
6	アミノ酸定性	350点
7	脂肪酸分画	417点
8	先天性代謝異常症検査	
	イ 尿中有機酸分析	1,141点
	ロ 血中極長鎖脂肪酸	1,141点
	ハ タンデムマス分析	1,141点
	ニ その他	1,141点

注1 イ、ロ及びハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

2 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関内で検査を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

(免疫学的検査)

D011 免疫血液学的検査

1	ABO血液型、Rh(D)血液型	24点
2	Combs試験	
	イ 直接	34点
	ロ 間接	47点
3	Rh(その他の因子)血液型	152点
4	不規則抗体	159点

注 第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心

・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は同部第11款の各区分に掲げる性器手術のうち区分番号K898に掲げる帝王切開術等を行った場合に算定する。

5	A B O血液型関連糖転移酵素活性	186点
6	血小板関連 I g G (P A - I g G)	198点
7	A B O血液型亜型	260点
8	抗血小板抗体	262点
9	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (I g G 抗体)	378点
10	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (I g G、 I g M及び I g A 抗体)	390点

D 0 1 2 感染症免疫学的検査

1	梅毒血清反応 (S T S) 定性、抗ストレプトリジン O (A S O) 定性、抗ストレプトリジン O (A S O) 半定量、抗ストレプトリジン O (A S O) 定量	15点
2	トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量	26点
3	抗ストレプトキナーゼ (A S K) 定性、抗ストレプトキナーゼ (A S K) 半定量	29点
4	梅毒トレポネーマ抗体定性、マイコプラズマ抗体定性、マイコプラズマ抗体半定量	32点
5	梅毒血清反応 (S T S) 半定量、梅毒血清反応 (S T S) 定量	34点
6	梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量	53点
7	アデノウイルス抗原定性 (糞便)、迅速ウレアーゼ試験定性	60点
8	ロタウイルス抗原定性 (糞便)、ロタウイルス抗原定量 (糞便)	65点
9	ヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量、クラミドフィラ・ニューモニエ I g G 抗体	70点
10	クラミドフィラ・ニューモニエ I g A 抗体	75点
11	ウイルス抗体価 (定性・半定量・定量) (1 項目当たり)	79点
	注 同一検体についてウイルス抗体価 (定性・半定量・定量) の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する。	
12	クロストリジジオイデス・ディフィシル抗原定性、ヘリコバクター・ピロリ抗体、百日咳菌抗体定性、百日咳菌抗体半定量	80点
13	H T L V - I 抗体定性、H T L V - I 抗体半定量	85点
14	トキソプラズマ抗体	93点
15	トキソプラズマ I g M 抗体	95点
16	H I V - 1, 2 抗体定性、H I V - 1, 2 抗体半定量、H I V - 1, 2 抗原・抗体同時測定定性	115点
17	抗酸菌抗体定量、H I V - 1 抗体、抗酸菌抗体定性	116点
18	H I V - 1, 2 抗体定量、H I V - 1, 2 抗原・抗体同時測定定量、A 群 β 溶連菌迅速試験定性	127点
19	カンジダ抗原定性、カンジダ抗原半定量、カンジダ抗原定量	134点
20	ヘモフィルス・インフルエンザ b 型 (H i b) 抗原定性 (尿・髄液)	136点
21	R S ウイルス抗原定性、梅毒トレポネーマ抗体 (F T A - A B S 試験) 定性、梅毒トレポネーマ抗体 (F T A - A B S 試験) 半定量	138点
22	インフルエンザウイルス抗原定性	139点
23	ヘリコバクター・ピロリ抗原定性	142点
24	肺炎球菌抗原定性 (尿・髄液)、ヒトメタニューモウイルス抗原定性	146点
25	ノロウイルス抗原定性、インフルエンザ菌 (無 莢 膜型) 抗原定性、マイコプラズマ抗原定性 (免疫クロマト法)	150点
26	クラミドフィラ・ニューモニエ I g M 抗体	156点
27	D - アラビニトール、クラミジア・トラコマチス抗原定性	160点

28	アスペルギルス抗原	161点
29	大腸菌O157抗原定性	165点
30	大腸菌O157抗体定性、HTLV-I抗体	168点
31	マイコプラズマ抗原定性（FA法）	170点
32	クリプトコックス抗原半定量、クリプトコックス抗原定性	174点
33	大腸菌血清型別	175点
34	淋菌抗原定性、単純ヘルペスウイルス抗原定性	180点
35	アデノウイルス抗原定性（糞便を除く。）、肺炎球菌細胞壁抗原定性	189点
36	肺炎球菌莢膜抗原定性（尿・髄液）	198点
37	ブルセラ抗体定性、ブルセラ抗体半定量、グロブリンクラス別クラミジア・トラ コマチス抗体	200点
38	ツツガムシ抗体定性、ツツガムシ抗体半定量、（1→3）-β-D-グルカン	207点
39	単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）、単純ヘルペスウイルス抗原定性（性器 ）、アニサキスIgG・IgA抗体	210点
40	グロブリンクラス別ウイルス抗体価（1項目当たり）	212点
	注 同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価の測定を行った場合は 、2項目を限度として算定する。	
41	レジオネラ抗原定性（尿）	217点
42	赤痢アメーバ抗体半定量	223点
43	デングウイルス抗原定性、デングウイルス抗原・抗体同時測定定性、水痘ウイル ス抗原定性（上皮細胞）	233点
	注 デングウイルス抗原定性及びデングウイルス抗原・抗体同時測定定性について は、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において実施した 場合に算定する。	
44	エンドトキシン	243点
45	百日咳菌抗体	264点
46	HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）	280点
47	結核菌群抗原定性	291点
48	サイトメガロウイルスpp65抗原定性	377点
49	HIV-2抗体（ウエスタンブロット法）	380点
50	HTLV-I抗体（ウエスタンブロット法及びラインプロット法）	425点
51	HIV抗原	600点
52	抗トリコスポロン・アサヒ抗体	873点
D013	肝炎ウイルス関連検査	
1	HBs抗原定性・半定量	29点
2	HBs抗体定性、HBs抗体半定量	32点
3	HBs抗原、HBs抗体	88点
4	HBe抗原、HBe抗体	104点
5	HCV抗体定性・定量、HCVコア蛋白	108点
6	HBc抗体半定量・定量	137点
7	HCVコア抗体	143点
8	HA-IgM抗体、HA抗体、HBc-IgM抗体	146点
9	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体半 定量	160点
10	HE-IgA抗体定性	210点
11	HCV血清群別判定	227点
12	HBVコア関連抗原（HBcrAg）	266点
13	デルタ肝炎ウイルス抗体	330点

14	HCV特異抗体価、HBVジェノタイプ判定	340点
	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から14までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
	イ 3項目	290点
	ロ 4項目	360点
	ハ 5項目以上	438点
D014	自己抗体検査	
1	寒冷凝集反応	11点
2	リウマトイド因子（RF）定量	30点
3	抗サイログロブリン抗体半定量、抗甲状腺マイクロゾーム抗体半定量	37点
4	Donath-Landsteiner試験	55点
5	抗核抗体（蛍光抗体法）定性、抗核抗体（蛍光抗体法）半定量、抗核抗体（蛍光抗体法）定量	105点
6	抗核抗体（蛍光抗体法を除く。）、抗インスリン抗体	110点
7	マトリックスメタロプロテイナーゼ3（MMP-3）	116点
8	抗ガラクトース欠損IgG抗体定性、抗ガラクトース欠損IgG抗体定量	117点
9	抗Jο-1抗体定性、抗Jο-1抗体半定量、抗Jο-1抗体定量	140点
10	抗サイログロブリン抗体、抗RNP抗体定性、抗RNP抗体半定量、抗RNP抗体定量	144点
11	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	146点
12	抗Sm抗体定性、抗Sm抗体半定量、抗Sm抗体定量	151点
13	C ₁ q結合免疫複合体	157点
14	抗SS-B/La抗体定性、抗SS-B/La抗体半定量、抗SS-B/La抗体定量、抗Scl-70抗体定性、抗Scl-70抗体半定量、抗Scl-70抗体定量	161点
15	抗SS-A/Ro抗体定性、抗SS-A/Ro抗体半定量、抗SS-A/Ro抗体定量	163点
16	抗DNA抗体定量、抗DNA抗体定性	168点
17	抗RNAポリメラーゼⅢ抗体	170点
18	抗セントロメア抗体定量、抗セントロメア抗体定性	179点
19	抗ミトコンドリア抗体定性、抗ミトコンドリア抗体半定量	186点
20	抗ARS抗体	190点
21	モノクローナルRF結合免疫複合体、抗ミトコンドリア抗体定量	194点
22	IgG型リウマトイド因子	203点
23	抗シトルリン化ペプチド抗体定性、抗シトルリン化ペプチド抗体定量	204点
24	抗LKM-1抗体	221点
25	抗カルジオリピンβ ₂ グリコプロテインI複合体抗体	223点
26	抗TSHレセプター抗体（TRAb）	226点
27	抗カルジオリピン抗体	232点
28	IgG ₂ （TIA法によるもの）	239点
29	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体（MPO-ANCA）	265点
30	抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体（PR3-ANCA）	267点
31	抗デスマogleイン3抗体、抗BP180-NC16a抗体、抗糸球体基底膜抗体（抗GBM抗体）	270点
32	抗MDA5抗体、抗TIF1-γ抗体、抗Mi-2抗体	270点
33	ループスアンチコアグラント定量、ループスアンチコアグラント定性	281点
34	抗好中球細胞質抗体（ANCA）定性	290点
35	抗デスマogleイン1抗体	300点

36	甲状腺刺激抗体 (T S A b)	340点
37	I g G ₄	377点
38	I g G ₂ (ネフェロメトリー法によるもの)	388点
39	抗GM1 I g G抗体、抗GQ1b I g G抗体	460点
40	抗デスマグレイン1抗体、抗デスマグレイン3抗体及び抗B P 180-N C 16 a 抗体同時測定	490点
41	抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗A C h R抗体)	822点
42	抗グルタミン酸レセプター抗体	970点
43	抗アクアポリン4抗体、抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体	1,000点
44	抗H L A抗体 (スクリーニング検査)	1,000点
45	抗H L A抗体 (抗体特異性同定検査)	4,850点

注1 本区分の9から15まで、17、20及び32に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。

2 本区分の44及び45に掲げる検査については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に算定する。

D O 1 5 血漿^{しょうたん}蛋白^{たん}免疫学的検査

1	C反応性蛋白 (C R P) 定性、C反応性蛋白 (C R P)	16点
2	赤血球コプロポルフィリン定性、グルコース-6-ホスファターゼ (G-6-P ase)	30点
3	グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ (G-6-P D) 定性、赤血球プロトポルフィリン定性	34点
4	血清補体価 (C H ₅₀)、免疫グロブリン	38点
5	クリオグロブリン定性、クリオグロブリン定量	42点
6	血清アミロイドA蛋白 (S A A)	47点
7	トランスフェリン (T f)	60点
8	C ₃ 、C ₄	70点
9	セルロプラスミン	90点
10	非特異的 I g E 半定量、非特異的 I g E 定量	100点
11	β ₂ -マイクログロブリン	104点
12	トランスサイレチン (プレアルブミン)	107点
13	特異的 I g E 半定量・定量	110点

注 特異的 I g E 半定量・定量検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,430点を限度として算定する。

14	レチノール結合蛋白 (R B P)、α ₁ -マイクログロブリン、ハプトグロビン (型補正を含む。)	136点
15	C ₃ プロアクチベータ	160点
16	免疫電気泳動法 (抗ヒト全血清)	170点
17	ヘモペキシン	180点
18	T A R C	184点
19	A P R スコア定性	191点
20	アトピー鑑別試験定性	194点
21	B e n c e J o n e s 蛋白同定 (尿)	201点
22	癌 ^{がん} 胎児性フィブロネクチン定性 (頸管 ^{けい} 腔 ^{ちゅう} 分泌液)	204点
23	免疫電気泳動法 (特異抗血清)	224点
24	C ₁ インアクチベータ	268点
25	免疫グロブリンL鎖κ/λ比	330点
26	免疫グロブリン遊離L鎖κ/λ比	388点

	27 結核菌特異的インターフェロニン γ 産生能	612点
D 0 1 6	細胞機能検査	
	1 B細胞表面免疫グロブリン	157点
	2 T細胞サブセット検査（一連につき）	190点
	3 T細胞・B細胞百分率	198点
	4 顆粒球機能検査（種目数にかかわらず一連につき）	200点
	5 顆粒球スクリーニング検査（種目数にかかわらず一連につき）	220点
	6 赤血球・好中球表面抗原検査	320点
	7 リンパ球刺激試験（L S T）	
	イ 1 薬剤	345点
	ロ 2 薬剤	425点
	ハ 3 薬剤以上	515点
	（微生物学的検査）	
D 0 1 7	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査	
	1 蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	50点
	注 集菌塗抹法を行った場合には、集菌塗抹法加算として、32点を所定点数に加算する。	
	2 保温装置使用アメーバ検査	45点
	3 その他のもの	61点
	注 同一検体について当該検査と区分番号D 0 0 2に掲げる尿沈渣（鏡検法）又は区分番号D 0 0 2-2に掲げる尿沈渣（フローサイトメトリー法）を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。	
D 0 1 8	細菌培養同定検査	
	1 口腔、気道又は呼吸器からの検体	160点
	2 消化管からの検体	180点
	3 血液又は穿刺液	215点
	4 泌尿器又は生殖器からの検体	170点
	5 その他の部位からの検体	160点
	6 簡易培養	60点
	注1 1から6までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、嫌気性培養加算として、112点を所定点数に加算する。	
	2 入院中の患者に対して、質量分析装置を用いて細菌の同定を行った場合は、質量分析装置加算として、40点を所定点数に加算する。	
D 0 1 9	細菌薬剤感受性検査	
	1 1菌種	170点
	2 2菌種	220点
	3 3菌種以上	280点
	4 薬剤耐性菌検出	50点
	5 抗菌薬併用効果スクリーニング	150点
D 0 1 9-2	酵母様真菌薬剤感受性検査	150点
D 0 2 0	抗酸菌分離培養検査	
	1 抗酸菌分離培養（液体培地法）	280点
	2 抗酸菌分離培養（それ以外のもの）	204点
D 0 2 1	抗酸菌同定（種目数にかかわらず一連につき）	361点
D 0 2 2	抗酸菌薬剤感受性検査（培地数に関係なく）	380点
	注 4薬剤以上使用した場合に限り算定する。	
D 0 2 3	微生物核酸同定・定量検査	
	1 細菌核酸検出（白血球）（1菌種あたり）	130点
	2 クラミジア・トラコマチス核酸検出	198点

3	淋菌 ^{りん} 核酸検出	204点
4	HBV核酸定量	271点
5	淋菌 ^{りん} 及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	278点
6	レジオネラ核酸検出	292点
7	マイコプラズマ核酸検出	300点
8	EBウイルス核酸定量	310点
9	HCV核酸検出、HPV核酸検出	350点
	注 HPV核酸検出については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-USと判定された患者又は過去に区分番号K867に掲げる子宮頸部 ^{けいぶ} （腔部 ^{ちゅうぶ} ）切除術、区分番号K867-3に掲げる子宮頸部摘出術 ^{ちゅうぶ} （腔部 ^{けいぶ} 切断術を含む。）若しくは区分番号K867-4に掲げる子宮頸部異形成 ^{けいぶ} 上皮又は上皮内癌レーザー照射治療を行った患者に対して行った場合に限り算定する。	
10	HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）、百日咳 ^{せき} 菌核酸検出	360点
	注 HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-USと判定された患者又は過去に区分番号K867に掲げる子宮頸部 ^{けいぶ} （腔部 ^{ちゅうぶ} ）切除術、区分番号K867-3に掲げる子宮頸部摘出術 ^{ちゅうぶ} （腔部 ^{けいぶ} 切断術を含む。）若しくは区分番号K867-4に掲げる子宮頸部異形成 ^{けいぶ} 上皮又は上皮内癌レーザー照射治療を行った患者に対して行った場合に限り算定する。	
11	インフルエンザ核酸検出、抗酸菌核酸同定、結核菌群核酸検出	410点
12	マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー（MAC）核酸検出	421点
13	HCV核酸定量	437点
14	HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出、ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出、SARSコロナウイルス核酸検出、HTLV-1核酸検出、単純疱疹 ^{ほうしん} ウイルス・水痘帯状疱疹 ^{ほうしん} ウイルス核酸定量	450点
15	HIV-1核酸定量	520点
	注 検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、濃縮前処理加算として、130点を所定点数に加算する。	
16	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出、結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出、サイトメガロウイルス核酸検出	850点
17	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出	963点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合に限り算定する。	
18	細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出	1,700点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において実施した場合に算定する。	
19	HPVジェノタイプ判定	2,000点
20	HIVジェノタイプ薬剤耐性 ^{せき}	6,000点
	注 6、7、10（百日咳菌核酸検出に限る。）又は11（結核菌群核酸検出に限る。）に掲げる検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供した場合は、迅速微生物核酸同定・定量検査加算として、100点を所定点数に加算する。	
D023-2	その他の微生物学的検査	
1	黄色ブドウ球菌ペニシリン結合 ^{たん} 蛋白2'（PBP2'）定性	55点

2	尿素呼気試験 (UBT)	70点
3	大腸菌ベロトキシン定性	194点
4	クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB遺伝子検出	450点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において実施した場合に算定する。	
D024	動物使用検査	170点
	注 使用した動物の費用として動物の購入価格を10円で除して得た点数を加算する。 (基本的検体検査実施料)	
D025	基本的検体検査実施料 (1日につき)	
1	入院の日から起算して4週間以内の期間	140点
2	入院の日から起算して4週間を超えた期間	110点
注1	特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体検査について算定する。	
2	次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。	
イ	尿中一般物質定性半定量検査	
ロ	尿中特殊物質定性定量検査	
ハ	尿沈渣 (鏡検法)	
ニ	糞便検査 (カルプロテクチン (糞便) を除く。)	
ホ	穿刺液・採取液検査	
ヘ	血液形態・機能検査	
ト	出血・凝固検査	
チ	造血器腫瘍遺伝子検査	
リ	血液化学検査	
ヌ	免疫血液学的検査 ABO血液型及びRh (D) 血液型	
ル	感染症免疫学的検査 梅毒血清反応 (STS) 定性、抗ストレプトリジンO (ASO) 定性、抗ストレプトリジンO (ASO) 半定量、抗ストレプトリジンO (ASO) 定量、トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、梅毒血清反応 (STS) 半定量、梅毒血清反応 (STS) 定量、梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量及びHIV-1抗体	
ヲ	肝炎ウイルス関連検査 HBs抗原定性・半定量、HBs抗体定性、HBs抗体半定量、HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体定性・定量、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性及びHCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量	
ヾ	自己抗体検査 寒冷凝集反応及びリウマトイド因子 (RF) 定量	
カ	血漿蛋白免疫学的検査 C反応性蛋白 (CRP) 定性、C反応性蛋白 (CRP)、血清補体価 (CH ₅₀) 及び免疫グロブリン	
コ	微生物学的検査	
3	療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者については適用しない。	
	第2款 検体検査判断料	
区分		
D026	検体検査判断料	
1	尿・糞便等検査判断料	34点

2	遺伝子関連・染色体検査判断料	100点
3	血液学的検査判断料	125点
4	生化学的検査(I)判断料	144点
5	生化学的検査(II)判断料	144点
6	免疫学的検査判断料	144点
7	微生物学的検査判断料	150点

注1 検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D027に掲げる基本的検体検査判断料を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、遺伝子関連・染色体検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。

2 注1の規定にかかわらず、区分番号D000に掲げる尿中一般物質定性半定量検査の所定点数を算定した場合には、当該検査については尿・糞便等検査判断料は算定しない。

3 区分番号D004-2の1、区分番号D006-2からD006-9まで及び区分番号D006-11からD006-20までに掲げる検査は、遺伝子関連・染色体検査判断料により算定するものとし、尿・糞便等検査判断料又は血液学的検査判断料は算定しない。

4 検体検査管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者（検体検査管理加算(II)、検体検査管理加算(III)及び検体検査管理加算(IV)については入院中の患者に限る。）1人につき月1回に限り、次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、いずれかの検体検査管理加算を算定した場合には、同一月において他の検体検査管理加算は、算定しない。

イ	検体検査管理加算(I)	40点
ロ	検体検査管理加算(II)	100点
ハ	検体検査管理加算(III)	300点
ニ	検体検査管理加算(IV)	500点

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、検体検査管理加算(II)、検体検査管理加算(III)又は検体検査管理加算(IV)を算定した場合は、国際標準検査管理加算として、40点を所定点数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査、区分番号D006-20に掲げる角膜ジストロフィー遺伝子検査又は遺伝性腫瘍に関する検査（区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を除く。）を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝性腫瘍カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。

8 区分番号D005の14に掲げる骨髓像を行った場合に、血液疾患に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、骨髓像診断加算として、240点を所定点数に加算する。

9 区分番号D015の16に掲げる免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）又は23に掲げ

る免疫電気泳動法（特異抗血清）を行った場合に、当該検査に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、免疫電気泳動法診断加算として、50点を所定点数に加算する。

D 0 2 7 基本的検体検査判断料

604点

注1 特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査(I)、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定できるものとする。

2 区分番号D 0 2 6に掲げる検体検査判断料の注4本文及び注5に規定する施設基準に適合しているものとして届出を行った保険医療機関（特定機能病院に限る。）において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、同注に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合には、同一月において同注に掲げる他の点数は、算定しない。

第2節 削除

第3節 生体検査料

通則

1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して本節に掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の100又は100分の70に相当する点数を加算する。

イ 呼吸機能検査等判断料

ロ 心臓カテーテル法による諸検査

ハ 心電図検査の注に掲げるもの

ニ 負荷心電図検査の注1に掲げるもの

ホ 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ

ヘ 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定

ト 経皮的酸素ガス分圧測定

チ 深部体温計による深部体温測定

リ 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表温度測定による末梢循環不全状態観察

ヌ 脳波検査の注2に掲げるもの

ル 脳波検査判断料

ヲ 神経・筋検査判断料

ワ ラジオアイソトープ検査判断料

カ 内視鏡検査の通則第3号に掲げるもの

コ 超音波内視鏡検査を実施した場合の加算

ク 肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法

2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D 2 0 0からD 2 4 2までに掲げる検査（次に掲げるものを除く。）、区分番号D 3 0 6に掲げる食道ファイバースコープ、区分番号D 3 0 8に掲げる胃・十二指腸ファイバースコープ、区分番号D 3 1 0に掲げる小腸内視鏡検査、区分番号D 3 1 2に掲げる直腸ファイバースコープ、区分番号D 3 1 3に掲げる大腸内視鏡検査、区分番号D 3 1 7に掲げる膀胱尿道ファイバースコープ又は区分番号D 3 2 5に掲げる肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法を行った場合は、幼児加算として、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。

イ 呼吸機能検査等判断料

ロ 心臓カテーテル法による諸検査

ハ 心電図検査の注に掲げるもの

ニ 負荷心電図検査の注1に掲げるもの

ホ 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオ

タコスコープ

- へ 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定
- ト 経皮的酸素ガス分圧測定
- チ 深部体温計による深部体温測定
- リ 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表^{しょう}面体温測定による末梢循環不全状態観察
- ヌ 脳波検査の注2に掲げるもの
- ル 脳波検査判断料
- ヲ 神経・筋検査判断料

区分

(呼吸循環機能検査等)

通則

- 1 区分番号D200からD204までに掲げる呼吸機能検査等については、各所定点数及び区分番号D205に掲げる呼吸機能検査等判断料の所定点数を合算した点数により算定し、区分番号D206からD214-2までに掲げる呼吸循環機能検査等については、特に規定する場合を除き、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。
- 2 使用したガスの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。

D200 スパイログラフイー等検査

- 1 肺気量分画測定（安静換気量測定及び最大換気量測定を含む。） 90点
- 2 フローボリュームカーブ（強制呼出曲線を含む。） 100点
- 3 機能的残気量測定 140点
- 4 呼気ガス分析 100点
- 5 左右別肺機能検査 1,010点

D201 換気力学的検査

- 1 呼吸抵抗測定
 - イ 広域周波オシレーション法を用いた場合 150点
 - ロ その他の場合 60点
- 2 コンプライアンス測定、気道抵抗測定、肺粘性抵抗測定、1回呼吸法による吸気分布検査 135点

D202 肺内ガス分布

- 1 指標ガス洗い出し検査 135点
- 2 クロージングボリューム測定 135点

D203 肺胞機能検査

- 1 肺拡散能力検査 180点
- 2 死腔量測定、肺内シャント検査 135点

D204 基礎代謝測定

85点

D205 呼吸機能検査等判断料

140点

注 呼吸機能検査等の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定するものとする。

D206 心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）

- 1 右心カテーテル 3,600点
- 2 左心カテーテル 4,000点

注1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該検査を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、1については10,800点又は3,600点を、2については12,000点又は4,000点を、それぞれ所定点数に加算する。

2 当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通しての左心カテーテル検査、経中隔左心カテーテル検査（ブロッケンブロー）、伝導機能検査、ヒス束心電図、診断ペーシング、期外（早期）刺激法による測定・誘発試験、冠攣縮誘発薬物負荷試験又は冠動脈造影を行った場合は、卵円孔・欠損孔加算、ブロッケンブロー加

算、伝導機能検査加算、ヒス束心電図加算、診断ペーシング加算、期外刺激法加算、冠攣縮誘発薬物負荷試験加算又は冠動脈造影加算として、それぞれ800点、2,000点、400点、400点、400点、800点、800点又は1,400点を加算する。

- 3 血管内超音波検査又は血管内光断層撮影を実施した場合は、血管内超音波検査加算又は血管内光断層撮影加算として、400点を所定点数に加算する。
- 4 冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、冠動脈血流予備能測定検査加算として、600点を所定点数に加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、血管内視鏡検査を実施した場合は、血管内視鏡検査加算として、400点を所定点数に加算する。
- 6 同一月中に血管内超音波検査、血管内光断層撮影、冠動脈血流予備能測定検査及び血管内視鏡検査のうち、2以上の検査を行った場合には、主たる検査の点数を算定する。
- 7 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。
- 8 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E400に掲げるフィルムの所定点数により算定する。
- 9 心腔内超音波検査を実施した場合は、心腔内超音波検査加算として、400点を所定点数に加算する。

D207 体液量等測定

- 1 体液量測定、細胞外^{かん}液量測定 60点
 - 2 血流量測定、皮膚灌流^{かん}圧測定、皮弁血流量検査、循環血流量測定（色素希釈法によるもの）、電子授受式発消色性インジケーター使用皮膚表面温度測定 100点
 - 3 心拍出量測定、循環時間測定、循環血液量測定（色素希釈法以外によるもの）、脳循環測定（色素希釈法によるもの） 150点
- 注1 心拍出量測定に際してカテーテルを挿入した場合は、心拍出量測定加算として、開始日に限り1,300点を所定点数に加算する。この場合において、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
- 2 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。
 - 4 血管内皮機能検査（一連につき） 200点
 - 5 脳循環測定（笑気法によるもの） 1,350点

D208 心電図検査

- 1 四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導 130点
 - 2 ベクトル心電図、体表ヒス束心電図 150点
 - 3 携帯型発作時心電図記憶伝達装置使用心電図検査 150点
 - 4 加算平均心電図による心室遅延電位測定 200点
 - 5 その他（6誘導以上） 90点
- 注 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した心電図について診断を行った場合は、1回につき70点とする。

D209 負荷心電図検査

- 1 四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導 380点
 - 2 その他（6誘導以上） 190点
- 注1 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した負荷心電図について診断を行った場合は、1回につき70点とする。
- 2 区分番号D208に掲げる心電図検査であって、同一の患者につき、負荷心電図検査と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

D210 ホルター型心電図検査

- 1 30分又はその端数を増すごとに 90点

2	8時間を超えた場合	1,750点
	注 解析に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 1 0 - 2	体表面心電図、心外膜興奮伝播図	1,500点
D 2 1 0 - 3	植込型心電図検査	90点
	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
	2 30分又はその端数を増すごとに算定する。	
	3 解析に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 1 0 - 4	T波オルタナンス検査	1,100点
D 2 1 1	トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査	1,600点
	注1 負荷の回数又は種類にかかわらず所定点数により算定する。	
	2 区分番号D 2 0 0に掲げるスパイログラフィー等検査又は区分番号D 2 0 8に掲げる心電図検査であって、同一の患者につき当該検査と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。	
	3 運動療法における運動処方 ^{せん} の作成、心・肺疾患の病態や重症度の判定、治療方針の決定又は治療効果の判定を目的として連続呼気ガス分析を行った場合には、連続呼気ガス分析加算として、520点を所定点数に加算する。	
D 2 1 1 - 2	喘息 ^{ぜん} 運動負荷試験	800点
	注 喘息 ^{ぜん} の気道反応性の評価、治療方針の決定等を目的として行った場合に算定する。	
D 2 1 1 - 3	時間内歩行試験	200点
	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
	2 区分番号D 2 0 0に掲げるスパイログラフィー等検査及び区分番号D 2 2 0からD 2 2 3 - 2までに掲げる諸監視であって、時間内歩行試験と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 1 1 - 4	シャトルウォーキングテスト	200点
	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
	2 区分番号D 2 0 0に掲げるスパイログラフィー等検査及び区分番号D 2 2 0からD 2 2 3 - 2までに掲げる諸監視であって、シャトルウォーキングテストと同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 1 2	リアルタイム解析型心電図	600点
D 2 1 2 - 2	携帯型発作時心電図記録計使用心電図検査	500点
D 2 1 3	心音図検査	150点
D 2 1 4	脈波図、心機図、ポリグラフ検査	
	1 1検査	60点
	2 2検査	80点
	3 3又は4検査	130点
	4 5又は6検査	180点
	5 7検査以上	220点
	6 血管伸展性検査	100点
	注1 数種目を行った場合でも同時に記録を行った最高検査数により算定する。	
	2 脈波図、心機図又はポリグラフ検査の一部として記録した心電図は、検査数に数えない。	
	3 検査の実施ごとに1から6までに掲げる所定点数を算定する。	
D 2 1 4 - 2	エレクトロキモグラフ (超音波検査等)	260点

通則

区分番号D 2 1 5（3のニの場合を除く。）及びD 2 1 6に掲げる超音波検査等について、同一患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

D 2 1 5 超音波検査（記録に要する費用を含む。）

1	Aモード法	150点
2	断層撮影法（心臓超音波検査を除く。）	
イ	訪問診療時に行った場合	400点
	注 訪問診療時に行った場合は、月1回に限り算定する。	
ロ	その他の場合	
	(1) 胸腹部	530点
	(2) 下肢血管	450点
	(3) その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等）	350点
3	心臓超音波検査	
イ	経胸壁心エコー法	880点
ロ	Mモード法	500点
ハ	経食道心エコー法	1,500点
ニ	胎児心エコー法	300点
	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、月1回に限り算定する。	
	2 当該検査に伴って診断を行った場合は、胎児心エコー法診断加算として、1,000点を所定点数に加算する。	
ホ	負荷心エコー法	2,010点
4	ドプラ法（1日につき）	
イ	胎児心音観察、末梢血管血行動態検査	20点
ロ	脳動脈血流速度連続測定	150点
ハ	脳動脈血流速度マッピング法	400点
5	血管内超音波法	4,290点
注1	2又は3について、造影剤を使用した場合は、造影剤使用加算として、180点を所定点数に加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L 0 0 8に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔に係るものを除く。）は、加算点数に含まれるものとする。	
2	2について、パルスドプラ法を行った場合は、パルスドプラ法加算として、150点を所定点数に加算する。	
3	心臓超音波検査に伴って同時に記録した心電図、心音図、脈波図及び心機図の検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
4	ドプラ法について、ロ及びハを併せて行った場合は、主たるものの所定点数のみにより算定する。	
5	血管内超音波法について、呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
6	血管内超音波法と同一月中に行った血管内視鏡検査は所定点数に含まれるものとする。	
7	4のロについて、微小栓子シグナル（HITS/MES）の検出を行った場合は、微小栓子シグナル加算として、150点を所定点数に加算する。	
D 2 1 5 - 2	肝硬度測定	200点
D 2 1 5 - 3	超音波エラストグラフィー	200点

	注 区分番号D215-2に掲げる肝硬度測定を算定する患者については、当該検査の費用は別に算定しない。	
D216	サーモグラフィー検査（記録に要する費用を含む。）	200点
	注 負荷検査を行った場合は、負荷検査加算として、負荷の種類又は回数にかかわらず100点を所定点数に加算する。	
D216-2	残尿測定検査	
	1 超音波検査によるもの	55点
	2 導尿によるもの	45点
	注 残尿測定検査は、患者1人につき月2回に限り算定する。	
D217	骨塩定量検査	
	1 DEXA法による腰椎撮影	360点
	注 同一日にDEXA法により大腿骨 ^{たい} 撮影を行った場合には、大腿骨 ^{たい} 同時撮影加算として、90点を所定点数に加算する。	
	2 MD法、SEXA法等	140点
	3 超音波法	80点
	注 検査の種類にかかわらず、患者1人につき4月に1回に限り算定する。 (監視装置による諸検査)	
D218	分娩 ^{べん} 監視装置による諸検査	
	1 1時間以内の場合	510点
	2 1時間を超え1時間30分以内の場合	700点
	3 1時間30分を超えた場合	890点
D219	ノンストレステスト（一連につき）	210点
D220	呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ	
	1 1時間以内又は1時間につき	50点
	2 3時間を超えた場合（1日につき）	
	イ 7日以内の場合	150点
	ロ 7日を超え14日以内の場合	130点
	ハ 14日を超えた場合	50点
	注1 心電曲線及び心拍数のいずれも観察した場合に算定する。	
	2 呼吸曲線を同時に観察した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
	3 人工呼吸と同時に行った呼吸心拍監視の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。	
	4 同一の患者につき、区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔と同一日に行われた場合における当該検査の費用は、当該麻酔の費用に含まれる。	
D221	削除	
D221-2	筋肉コンパートメント内圧測定	620点
	注 筋肉コンパートメント内圧 ^{とつ} 測定は骨折、外傷性の筋肉内出血、長時間の圧迫又は動脈損傷等により、臨床的に疼痛、皮膚蒼白、脈拍消失、感覚異常及び麻痺を認める等、急性のコンパートメント症候群が疑われる患者に対して、同一部位の診断を行う場合に、測定の回数にかかわらず1回のみ算定する。	
D222	経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定	
	1 1時間以内又は1時間につき	100点
	2 5時間を超えた場合（1日につき）	630点
D222-2	経皮的酸素ガス分圧測定（1日につき）	100点
D223	経皮的動脈血酸素飽和度測定（1日につき）	30点
	注 人工呼吸と同時に行った経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。	

D 2 2 3 - 2	終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定（一連につき）	100点
D 2 2 4	終末呼気炭酸ガス濃度測定（1日につき）	100点
D 2 2 5	観血的動脈圧測定（カテーテルの挿入に要する費用及びエックス線透視の費用を含む。）	
	1 1時間以内の場合	130点
	2 1時間を超えた場合（1日につき）	260点
	注 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。	
D 2 2 5 - 2	非観血的連続血圧測定（1日につき）	100点
	注 人工呼吸と同時に行った非観血的連続血圧測定の場合は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。	
D 2 2 5 - 3	24時間自由行動下血圧測定	200点
D 2 2 5 - 4	ヘッドアップティルト試験	1,030点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
D 2 2 6	中心静脈圧測定（1日につき）	
	1 4回以下の場合	120点
	2 5回以上の場合	240点
	注 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。	
D 2 2 7	頭蓋内圧持続測定	
	1 1時間以内又は1時間につき	200点
	2 3時間を超えた場合（1日につき）	800点
D 2 2 8	深部体温計による深部体温測定（1日につき）	100点
D 2 2 9	前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察（1日につき）	100点
D 2 3 0	観血的肺動脈圧測定	
	1 1時間以内又は1時間につき	180点
	2 2時間を超えた場合（1日につき）	570点
	注1 バルーン付肺動脈カテーテルを挿入した場合は、バルーン付肺動脈カテーテル挿入加算として、開始日に限り1,300点を所定点数に加算する。この場合において、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
	2 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。	
D 2 3 1	人工 ^{すい} 臓検査（一連につき）	5,000点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。	
D 2 3 1 - 2	皮下連続式グルコース測定（一連につき）	700点
	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
	2 注1に規定する届出を行った診療所において行われる場合は、6月に2回に限り算定する。	
D 2 3 2	食道内圧測定検査	780点
D 2 3 3	直腸 ^{こう} 肛門機能検査	
	1 1項目行った場合	800点
	2 2項目以上行った場合	1,200点
	注 直腸 ^{こう} 肛門機能検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。	
D 2 3 4	胃・食道内24時間pH測定 （脳波検査等）	2,000点

通則

区分番号D 2 3 5からD 2 3 7 - 2までに掲げる脳波検査等については、各所定点数及び区分番号D 2 3 8に掲げる脳波検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。

- D 2 3 5 脳波検査（過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む。） 720点
 注 1 検査に当たって睡眠賦活検査又は薬物賦活検査を行った場合は、賦活検査加算として、これらの検査の別にかかわらず250点を所定点数に加算する。
 2 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した脳波について診断を行った場合は、1回につき70点とする。
- D 2 3 5 - 2 長期継続頭蓋内脳波検査（1日につき） 500点
 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出をした保険医療機関において、長期継続頭蓋内脳波検査を実施した場合に算定する。
- D 2 3 5 - 3 長期脳波ビデオ同時記録検査（1日につき）
 1 長期脳波ビデオ同時記録検査 1 3,500点
 2 長期脳波ビデオ同時記録検査 2 900点
 注 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。
- D 2 3 6 脳誘発電位検査（脳波検査を含む。）
 1 体性感覚誘発電位 850点
 2 視覚誘発電位 850点
 3 聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴力検査、中間潜時反応聴力検査 850点
 注 2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。
 4 聴性定常反応 1,010点
- D 2 3 6 - 2 光トポグラフィー
 1 脳外科手術の術前検査に使用するもの 670点
 2 抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するもの
 イ 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合 400点
 ロ イ以外の場合 200点
 注 1 2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
- D 2 3 6 - 3 脳磁図
 1 自発活動を測定するもの 17,100点
 2 その他のもの 5,100点
 注 1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、てんかんの診断を目的として行われる場合に限り算定する。
 2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- D 2 3 7 終夜睡眠ポリグラフィー
 1 携帯用装置を使用した場合 720点
 2 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合 250点
 3 1及び2以外の場合
 イ 安全精度管理下で行うもの 4,760点
 ロ その他のもの 3,570点
 注 3のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- D 2 3 7 - 2 反復睡眠潜時試験（MSLT） 5,000点

D 2 3 8 脳波検査判断料

- | | |
|-------------|------|
| 1 脳波検査判断料 1 | 350点 |
| 2 脳波検査判断料 2 | 180点 |

注1 脳波検査等の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。

2 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

3 遠隔脳波診断を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間で行われた場合に限り算定する。この場合において、受信側の保険医療機関が脳波検査判断料1の届出を行った保険医療機関であり、当該保険医療機関において常勤の医師が脳波診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、脳波検査判断料1を算定することができる。

(神経・筋検査)

通則

区分番号D 2 3 9からD 2 4 0までに掲げる神経・筋検査については、各所定点数及び区分番号D 2 4 1に掲げる神経・筋検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。

D 2 3 9 筋電図検査

- | | |
|-------------------------------|--------|
| 1 筋電図（1肢につき（針電極にあつては1筋につき）） | 320点 |
| 2 誘発筋電図（神経伝導速度測定を含む。）（1神経につき） | 200点 |
| 3 中枢神経磁気刺激による誘発筋電図（一連につき） | 800点 |
| 4 単線維筋電図（一連につき） | 1,500点 |

注1 2については、2神経以上に対して行う場合には、複数神経加算として、1神経を増すごとに150点を所定点数に加算する。ただし、加算点数は1,050点を超えないものとする。

2 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

3 4については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D 2 3 9 - 2 電流知覚閾値測定（一連につき） 200点

D 2 3 9 - 3 神経学的検査 500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D 2 3 9 - 4 全身温熱発汗試験 600点

D 2 3 9 - 5 精密知覚機能検査 280点

D 2 4 0 神経・筋負荷テスト

- | | |
|-------------------------------|------|
| 1 テンシロンテスト（ワゴスチグミン眼筋力テストを含む。） | 130点 |
| 2 瞳孔薬物負荷テスト | 130点 |
| 3 乏血運動負荷テスト（乳酸測定等を含む。） | 200点 |

D 2 4 1 神経・筋検査判断料 180点

注 神経・筋検査等の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。

D 2 4 2 尿水力学的検査

- | | |
|----------|------|
| 1 膀胱内圧測定 | 260点 |
| 2 尿道圧測定図 | 260点 |
| 3 尿流測定 | 205点 |
| 4 括約筋筋電図 | 310点 |

(耳鼻咽喉科学的検査)

D 2 4 3 削除

D 2 4 4 自覚的聴力検査

1	標準純音聴力検査、自記オーディオメーターによる聴力検査	350点
2	標準語音聴力検査、ことばのききとり検査	350点
3	簡易聴力検査	
	イ 気導純音聴力検査	110点
	ロ その他（種目数にかかわらず一連につき）	40点
4	後迷路機能検査（種目数にかかわらず一連につき）	400点
5	内耳機能検査（種目数にかかわらず一連につき）、耳鳴検査（種目数にかかわらず一連につき）	400点
6	中耳機能検査（種目数にかかわらず一連につき）	150点
D 2 4 4 - 2	補聴器適合検査	
1	1回目	1,300点
2	2回目以降	700点
	注 補聴器適合検査は、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして、地方厚生局長等に届出をした保険医療機関において、患者1人につき月2回に限り算定する。	
D 2 4 5	鼻腔 ^{くう} 通気度検査	300点
D 2 4 6	アコースティックオトスコープを用いた鼓膜音響反射率検査	100点
D 2 4 7	他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査	
1	鼓膜音響インピーダンス検査	290点
2	チンパノメトリー	340点
3	耳小骨筋反射検査	450点
4	遊戯聴力検査	500点
5	耳音響放射（OAE）検査	
	イ 自発耳音響放射（SOAE）	100点
	ロ その他の場合	300点
D 2 4 8	耳管機能測定装置を用いた耳管機能測定	450点
D 2 4 9	蝸 ^か 電図	750点
D 2 5 0	平衡機能検査	
1	標準検査（一連につき）	20点
2	刺激又は負荷を加える特殊検査（1種目につき）	120点
3	頭位及び頭位変換眼振検査	
	イ 赤外線CCDカメラ等による場合	300点
	ロ その他の場合	140点
4	電気眼振図（誘導数にかかわらず一連につき）	
	イ 皿電極により4誘導以上の記録を行った場合	400点
	ロ その他の場合	260点
5	重心動揺計、下肢加重検査、フォースプレート分析、動作分析検査	250点
	注 5について、パワー・ベクトル分析を行った場合には、パワー・ベクトル分析加算として200点を、刺激又は負荷を加えた場合には、刺激又は負荷加算として、1種目につき120点を所定点数に加算する。	
D 2 5 1	音声言語医学的検査	
1	喉頭ストロボスコーピー	450点
2	音響分析	450点
3	音声機能検査	450点
D 2 5 2	扁桃 ^{へん} マッサージ法	40点
D 2 5 3	嗅覚検査	
1	基準嗅覚検査	450点
2	静脈性嗅覚検査	45点
D 2 5 4	電気味覚検査（一連につき）	300点

(眼科学的検査)

通則

コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、区分番号D282-3に掲げるコンタクトレンズ検査料のみ算定する。

D255	精密眼底検査 (片側)	56点
D255-2	汎網膜硝子体検査 (片側)	150点
	注 患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、汎網膜硝子体検査と併せて行った、区分番号D255に掲げる精密眼底検査 (片側)、D257に掲げる細隙燈顕微鏡検査 (前眼部及び後眼部) 又はD273に掲げる細隙燈顕微鏡検査 (前眼部) に係る費用は所定点数に含まれるものとする。	
D256	眼底カメラ撮影	
	1 通常の方法の場合	
	イ アナログ撮影	54点
	ロ デジタル撮影	58点
	2 蛍光眼底法の場合	400点
	3 自発蛍光撮影法の場合	510点
	注1 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。(1のロの場合を除く。)	
	2 広角眼底撮影を行った場合は、広角眼底撮影加算として、100点を所定点数に加算する。	
D256-2	眼底三次元画像解析	200点
	注 患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、眼底三次元画像解析と併せて行った、区分番号D256の1に掲げる眼底カメラ撮影の通常の方法の場合に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D256-3	光干渉断層血管撮影	400点
	注 光干渉断層血管撮影は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査と併せて行った、区分番号D256に掲げる眼底カメラ撮影に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D257	細隙燈顕微鏡検査 (前眼部及び後眼部)	112点
	注 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。	
D258	網膜電位図 (ERG)	230点
D258-2	網膜機能精密電気生理検査 (多局所網膜電位図)	500点
D258-3	黄斑局所網膜電図、全視野精密網膜電図	800点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
D259	精密視野検査 (片側)	38点
D260	量的視野検査 (片側)	
	1 動的量的視野検査	195点
	2 静的量的視野検査	290点
D261	屈折検査	
	1 6歳未満の場合	69点
	2 1以外の場合	69点
	注 1について、弱視又は不同視と診断された患者に対して、眼鏡処方箋の交付を行わずに矯正視力検査を実施した場合には、小児矯正視力検査加算として、35点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号D263に掲げる矯正視力検査は算定しない。	
D262	調節検査	70点
D263	矯正視力検査	

1	眼鏡処方箋の交付を行う場合	69点
2	1 以外の場合	69点
D 2 6 3 - 2	コントラスト感度検査	207点
	注 コントラスト感度検査は、患者 1 人につき手術の前後においてそれぞれ 1 回に限り算定する。	
D 2 6 4	精密眼圧測定	82点
	注 水分の多量摂取、薬剤の注射、点眼、暗室試験等の負荷により測定を行った場合は、負荷測定加算として、55点を所定点数に加算する。	
D 2 6 5	角膜曲率半径計測	84点
D 2 6 5 - 2	角膜形状解析検査	105点
	注 角膜形状解析検査は、患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。ただし、当該検査と同一月内に行った区分番号 D 2 6 5 に掲げる角膜曲率半径計測は所定点数に含まれるものとする。	
D 2 6 6	光覚検査	42点
D 2 6 7	色覚検査	
	1 アノマロスコープ又は色相配列検査を行った場合	70点
	2 1 以外の場合	48点
D 2 6 8	眼筋機能精密検査及び輻輳 ^{ふくそう} 検査	48点
D 2 6 9	眼球突出度測定	38点
D 2 6 9 - 2	光学的眼軸長測定	150点
D 2 7 0	削除	
D 2 7 0 - 2	ロービジョン検査判断料	250点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に 1 月に 1 回に限り算定する。	
D 2 7 1	角膜知覚計検査	38点
D 2 7 2	両眼視機能精密検査、立体視検査（三杆法又はステレオテスト法による）、網膜対応検査（残像法又はバゴリニ線條試験による）	48点
D 2 7 3	細隙燈顕微鏡検査（前眼部）	48点
	注 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。	
D 2 7 4	前房隅角検査	38点
D 2 7 4 - 2	前眼部三次元画像解析	265点
	注 前眼部三次元画像解析は、患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。ただし、当該検査と併せて行った区分番号 D 2 6 5 - 2 に掲げる角膜形状解析検査及び区分番号 D 2 7 4 に掲げる前房隅角検査に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 7 5	圧迫隅角検査	76点
D 2 7 5 - 2	前房水漏出 ^{ろう} 検査	149点
	注 緑内障濾過手術後の患者であって、術後から 1 年を経過していないものについて、前房水漏出が強く疑われる症例に対して当該検査を行った場合に限り算定する。	
D 2 7 6	網膜中心血管圧測定	
	1 簡単なもの	42点
	2 複雑なもの	100点
D 2 7 7	涙液分泌機能検査、涙管通水・通色素検査	38点
D 2 7 7 - 2	涙道内視鏡検査	640点
	注 同一日に区分番号 K 2 0 2 に掲げる涙管チューブ挿入術を実施した場合には、涙道内視鏡検査は算定できない。	
D 2 7 8	眼球電位図（EOG）	280点
D 2 7 9	角膜内皮細胞顕微鏡検査	160点
D 2 8 0	レーザー前房 ^{たん} 蛋白細胞数検査	160点

D 2 8 1	瞳孔機能検査（電子瞳孔計使用）	160点
D 2 8 2	中心フリッカー試験	38点
D 2 8 2-2	行動観察による視力検査	
	1 PL（Preferential Looking）法	100点
	2 乳幼児視力測定（テラーカード等によるもの）	60点
D 2 8 2-3	コンタクトレンズ検査料	
	1 コンタクトレンズ検査料1	200点
	2 コンタクトレンズ検査料2	180点
	3 コンタクトレンズ検査料3	56点
	4 コンタクトレンズ検査料4	50点
	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料1、2又は3を算定し、当該保険医療機関以外の保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料4を算定する。	
	2 注1により当該検査料を算定する場合は、区分番号A000に掲げる初診料の注9及び区分番号A001に掲げる再診料の注7に規定する夜間・早朝等加算は算定できない。	
	3 当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズの装用を目的に受診したことがある患者について、当該検査料を算定した場合は、区分番号A000に掲げる初診料は算定せず、区分番号A001に掲げる再診料又は区分番号A002に掲げる外来診療料を算定する。	
	(皮膚科学的検査)	
D 2 8 2-4	ダーモスコピー	72点
	注 検査の回数又は部位数にかかわらず、4月に1回に限り算定する。	
	(臨床心理・神経心理検査)	
D 2 8 3	発達及び知能検査	
	1 操作が容易なもの	80点
	2 操作が複雑なもの	280点
	3 操作と処理が極めて複雑なもの	450点
	注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数により算定する。	
D 2 8 4	人格検査	
	1 操作が容易なもの	80点
	2 操作が複雑なもの	280点
	3 操作と処理が極めて複雑なもの	450点
	注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数により算定する。	
D 2 8 5	認知機能検査その他の心理検査	
	1 操作が容易なもの	
	イ 簡易なもの	80点
	ロ その他のもの	80点
	2 操作が複雑なもの	280点
	3 操作と処理が極めて複雑なもの	450点
	注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数により算定する。	

	(負荷試験等)	
D 2 8 6	肝及び腎のクリアランステスト	150点
	注1 検査に当たって、尿管カテーテル法、膀胱尿道ファイバースコープ又は膀胱尿道鏡検査を行った場合は、区分番号D 3 1 8に掲げる尿管カテーテル法、D 3 1 7に掲げる膀胱尿道ファイバースコープ又はD 3 1 7-2に掲げる膀胱尿道鏡検査の所定点数を併せて算定する。	
	2 検査に伴って行った注射、採血及び検体測定のコストは、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 8 6-2	インスリンクリアランス測定	1,280点
D 2 8 7	内分泌負荷試験	
	1 下垂体前葉負荷試験	
	イ 成長ホルモン (GH) (一連として)	1,200点
	注 患者1人につき月2回に限り算定する。	
	ロ ゴナドトロピン (LH及びFSH) (一連として月1回)	1,600点
	ハ 甲状腺刺激ホルモン (TSH) (一連として月1回)	1,200点
	ニ プロラクチン (PRL) (一連として月1回)	1,200点
	ホ 副腎皮質刺激ホルモン (ACTH) (一連として月1回)	1,200点
	2 下垂体後葉負荷試験 (一連として月1回)	1,200点
	3 甲状腺負荷試験 (一連として月1回)	1,200点
	4 副甲状腺負荷試験 (一連として月1回)	1,200点
	5 副腎皮質負荷試験	
	イ 鉱質コルチコイド (一連として月1回)	1,200点
	ロ 糖質コルチコイド (一連として月1回)	1,200点
	6 性腺負荷試験 (一連として月1回)	1,200点
	注1 1月に3,600点を限度として算定する。	
	2 負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定のコストは、採血回数及び測定回数にかかわらず、所定点数に含まれるものとする。ただし、区分番号D 4 1 9の5に掲げる副腎静脈サンプリングを行った場合は、当該検査のコストは別に算定できる。	
D 2 8 8	糖負荷試験	
	1 常用負荷試験 (血糖及び尿糖検査を含む。)	200点
	2 耐糖能精密検査 (常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプチド測定を行った場合)、グルカゴン負荷試験	900点
	注 注射、採血及び検体測定のコストは、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。	
D 2 8 9	その他の機能テスト	
	1 脾機能テスト (PFDテスト)	100点
	2 肝機能テスト (ICG1回又は2回法、BSP2回法)、ビリルビン負荷試験、馬尿酸合成試験、フィッシュバーグ、水利尿試験、アジスカウント (Addis尿沈渣定量検査)、モーゼンタール法、ヨードカリ試験	100点
	3 胆道機能テスト、胃液分泌刺激テスト	700点
	4 セクレチン試験	3,000点
	注 検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線透視のコストは、全て所定点数に含まれるものとする。	
D 2 9 0	卵管通気・通水・通色素検査、ルビンテスト	100点
D 2 9 0-2	尿失禁定量テスト (パッドテスト)	100点
D 2 9 1	皮内反応検査、ヒナルゴンテスト、鼻アレルギー誘発試験、過敏性転嫁検査、薬物光線貼布試験、最小紅斑量 (MED) 測定	
	1 21箇所以内の場合 (1箇所につき)	16点

- 2 22箇所以上の場合（一連につき） 350点
- D 2 9 1 - 2 小児食物アレルギー負荷検査 1,000点
- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、9歳未満の患者に対して食物アレルギー負荷検査を行った場合に、年2回に限り算定する。
- 2 小児食物アレルギー負荷検査に係る投薬、注射及び処置の費用は、所定点数に含まれるものとする。
- D 2 9 1 - 3 内服・点滴誘発試験 1,000点
- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、2月に1回に限り算定する。
(ラジオアイソトープを用いた諸検査)

通則

区分番号D 2 9 2及びD 2 9 3に掲げるラジオアイソトープを用いた諸検査については、各区分の所定点数及び区分番号D 2 9 4に掲げるラジオアイソトープ検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。

- D 2 9 2 体外からの計測によらない諸検査
- 1 循環血液量測定、血漿量測定 480点
- 2 血球量測定 800点
- 3 吸収機能検査、赤血球寿命測定 1,550点
- 4 造血機能検査、血小板寿命測定 2,600点
- 注1 同一のラジオアイソトープを用いて区分番号D 2 9 2若しくはD 2 9 3に掲げる検査又は区分番号E 1 0 0からE 1 0 1 - 4までに掲げる核医学診断のうちいずれか2以上を行った場合の検査料又は核医学診断料は、主たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数のみにより算定する。
- 2 検査に数日を要した場合であっても同一のラジオアイソトープを用いた検査は、一連として1回の算定とする。
- 3 核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。
- D 2 9 3 シンチグラム（画像を伴わないもの）
- 1 甲状腺ラジオアイソトープ摂取率（一連につき） 365点
- 2 レノグラム、肝血流量（ヘパトグラム） 575点
- 注 核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。
- D 2 9 4 ラジオアイソトープ検査判断料 110点
- 注 ラジオアイソトープを用いた諸検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。
(内視鏡検査)

通則

- 超音波内視鏡検査を実施した場合は、超音波内視鏡検査加算として、300点を所定点数に加算する。
- 区分番号D 2 9 5からD 3 2 3まで及びD 3 2 5に掲げる内視鏡検査について、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。
- 当該保険医療機関以外の医療機関で撮影した内視鏡写真について診断を行った場合は、1回につき70点とする。
- 写真診断を行った場合は、使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。
- 緊急のために休日に内視鏡検査を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である内視鏡検査（区分番号D 3 2 4及びD 3 2 5に掲げるものを除く。）を行った場合において、当該内視鏡検査の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。

イ 休日加算	所定点数の100分の80に相当する点数	
ロ 時間外加算（入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。）		
	所定点数の100分の40に相当する点数	
ハ 深夜加算	所定点数の100分の80に相当する点数	
ニ イからハマでにかかわらず、区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である内視鏡検査を行った場合	所定点数の100分の40に相当する点数	
D295 関節鏡検査（片側）		760点
D296 喉頭直達鏡検査		190点
D296-2 鼻咽腔直達鏡検査		220点
D297 削除		
D298 嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコープ（部位を問わず一連につき）		600点
D298-2 内視鏡下嚥下機能検査		720点
D299 喉頭ファイバースコープ		600点
D300 中耳ファイバースコープ		240点
D300-2 顎関節鏡検査（片側）		1,000点
D301 削除		
D302 気管支ファイバースコープ		2,500点
注 気管支肺胞洗浄法検査を同時に行った場合は、気管支肺胞洗浄法検査同時加算として、200点を所定点数に加算する。		
D302-2 気管支カテーテル気管支肺胞洗浄法検査		320点
D303 胸腔鏡検査		7,200点
D304 縦隔鏡検査		7,000点
D305 削除		
D306 食道ファイバースコープ		800点
注1 粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。		
2 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。		
D307 削除		
D308 胃・十二指腸ファイバースコープ		1,140点
注1 胆管・膵管造影法を行った場合は、胆管・膵管造影法加算として、600点を所定点数に加算する。ただし、諸監視、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は所定点数に含まれるものとする。		
2 粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。		
3 胆管・膵管鏡を用いて行った場合は、胆管・膵管鏡加算として、2,800点を所定点数に加算する。		
4 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。		
D309 胆道ファイバースコープ		4,000点
D310 小腸内視鏡検査		
1 バルーン内視鏡によるもの		6,800点
2 カプセル型内視鏡によるもの		1,700点
3 その他のもの		1,700点
注1 2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。		
2 3について、粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。		

D 3 1 0 - 2	消化管通過性検査	600点
D 3 1 1	直腸鏡検査	300点
D 3 1 1 - 2	肛門鏡検査	200点
D 3 1 2	直腸ファイバースコープ	550点
	注 粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する	
D 3 1 2 - 2	回腸囊 ^{のう} ファイバースコープ	550点
D 3 1 3	大腸内視鏡検査	
	1 ファイバースコープによるもの	
	イ S状結腸	900点
	ロ 下行結腸及び横行結腸	1,350点
	ハ 上行結腸及び盲腸	1,550点
	2 カプセル型内視鏡によるもの	1,550点
	注1 粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。	
	2 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。	
D 3 1 4	腹腔鏡 ^{くう} 検査	2,270点
D 3 1 5	腹腔ファイバースコープ	2,160点
D 3 1 6	クルドスコープ	400点
D 3 1 7	膀胱尿道 ^{ぼうこう} ファイバースコープ	950点
	注 狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。	
D 3 1 7 - 2	膀胱尿道鏡 ^{ぼうこう} 検査	890点
	注 狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。	
D 3 1 8	尿管カテーテル法（ファイバースコープによるもの）（両側）	1,200点
	注 膀胱尿道 ^{ぼうこう} ファイバースコープ及び膀胱尿道鏡 ^{ぼうこう} 検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 3 1 9	腎盂尿管 ^う ファイバースコープ（片側）	1,800点
D 3 2 0	ヒステロスコープ	620点
D 3 2 1	コルポスコープ	210点
D 3 2 2	子宮ファイバースコープ	800点
D 3 2 3	乳管鏡検査	960点
D 3 2 4	血管内視鏡検査	2,040点
	注1 血管内視鏡検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。	
	2 呼吸心拍監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は、所定点数に含まれるものとする。	
D 3 2 5	肺臓 ^{すい} カテーテル法、肝臓カテーテル法、脾臓カテーテル法	3,600点
	注1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該検査を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、それぞれ10,800点又は3,600点を所定点数に加算する。	
	2 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。	
	3 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E 4 0 0に掲げるフィルムの所定点数により算定する。	

第4節 診断^{せん}穿刺・検体採取料

通則

- 1 手術に当たって診断^{せん}穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。
- 2 処置の部と共通の項目は、同一日に算定できない。

区分

D 4 0 0	血液採取（1日につき）	
	1 静脈	35点
	2 その他	6点
	注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
	2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、25点を所定点数に加算する。	
	3 血液回路から採血した場合は算定しない。	
D 4 0 1	脳室 ^{せん} 穿刺	500点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。	
D 4 0 2	後頭下 ^{せん} 穿刺	300点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。	
D 4 0 3	腰椎 ^{せん} 穿刺、胸椎 ^{せん} 穿刺、頸椎 ^{けいせん} 穿刺（脳脊髄圧測定を含む。）	220点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。	
D 4 0 4	骨髓 ^{せん} 穿刺	
	1 胸骨	260点
	2 その他	280点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。	
D 4 0 4-2	骨髓生検	730点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。	
D 4 0 5	関節 ^{せん} 穿刺（片側）	100点
	注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。	
D 4 0 6	上顎洞 ^{せん} 穿刺（片側）	60点
D 4 0 6-2	扁桃 ^{へん} 周囲炎又は扁桃 ^{のう} 周囲膿瘍における試験 ^{せん} 穿刺（片側）	180点
D 4 0 7	腎囊 ^{のう} 胞又は水腎症 ^{せん} 穿刺	240点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。	
D 4 0 8	ダグラス窩 ^か 穿刺 ^{せん}	240点
D 4 0 9	リンパ節等 ^{せん} 穿刺又は針生検 ^{せん}	200点
D 4 0 9-2	センチネルリンパ節生検（片側）	
	1 併用法	5,000点
	2 単独法	3,000点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳がんの患者に対して、1については放射性同位元素及び色素を用いて行った場合に、2については放射性同位元素又は色素を用いて行った場合に算定する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。	
D 4 1 0	乳腺 ^{せん} 穿刺又は針生検（片側）	
	1 生検針によるもの	690点
	2 その他	200点
D 4 1 1	甲状腺 ^{せん} 穿刺又は針生検	150点
D 4 1 2	経皮的針生検法（透視、心電図検査及び超音波検査を含む。）	1,600点
D 4 1 2-2	経皮的腎生検法	2,000点
D 4 1 3	前立腺針生検法	1,400点
D 4 1 4	内視鏡下生検法（1臓器につき）	310点
D 4 1 4-2	超音波内視鏡下穿刺吸引生検法（EUS-FNA）	4,800点
D 4 1 5	経気管肺生検法	4,800点
	注1 ガイドシースを用いた超音波断層法を併せて行った場合は、ガイドシース加算	

として、500点を所定点数に加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、CT透視下に当該検査を行った場合は、CT透視下気管支鏡検査加算として、1,000点を所定点数に加算する。

3 プローブ型顕微内視鏡を用いて行った場合は、顕微内視鏡加算として、1,500点を所定点数に加算する。ただし、注1に規定するガイドシース加算は別に算定できない。

D 4 1 5 - 2	超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法 (E B U S - T B N A)	5,500点
D 4 1 5 - 3	経気管肺生検法 (ナビゲーションによるもの)	5,500点
D 4 1 5 - 4	経気管肺生検法 (仮想気管支鏡を用いた場合)	5,000点
D 4 1 5 - 5	経気管支凍結生検法	5,500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D 4 1 6	臓器穿刺、組織採取	
1	開胸によるもの	9,070点
2	開腹によるもの (腎を含む。)	5,550点
注	6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、2,000点を所定点数に加算する。	

D 4 1 7	組織試験採取、切採法	
1	皮膚 (皮下、筋膜、腱及び腱鞘を含む。)	500点
2	筋肉 (心筋を除く。)	1,500点
3	骨、骨盤、脊椎	4,600点
4	眼	
イ	後眼部	650点
ロ	その他 (前眼部を含む。)	350点
5	耳	400点
6	鼻、副鼻腔	400点
7	口腔	400点
8	咽頭、喉頭	650点
9	甲状腺	650点
10	乳腺	650点
11	直腸	650点
12	精巣 (睾丸)、精巣上体 (副睾丸)	400点
13	末梢神経	1,620点
14	心筋	6,000点

注 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D 4 1 8	子宮腔部等からの検体採取	
1	子宮頸管粘液採取	40点
2	子宮腔部組織採取	200点
3	子宮内膜組織採取	370点

D 4 1 9	その他の検体採取	
1	胃液・十二指腸液採取 (一連につき)	210点
2	胸水・腹水採取 (簡単な液検査を含む。)	180点
注	6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、40点を所定点数に加算する。	
3	動脈血採取 (1日につき)	50点

注1 血液回路から採血した場合は算定しない。

2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、15点を所定点

数に加算する。

4 前房水採取 420点

注 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、90点を所定点数に加算する。

5 副腎静脈サンプリング（一連につき） 4,800点

注1 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。

2 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E400に掲げるフィルムの所定点数により算定する。

3 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、1,000点を所定点数に加算する。

6 鼻腔・咽頭拭い液採取 5点

D419-2 眼内液（前房水・硝子体液）検査 1,000点

第5節 薬剤料

区分

D500 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする

。

注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。

2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第6節 特定保険医療材料料

区分

D600 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数

注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。